

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人西条市体育協会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

け) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。

(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の種類)

第3条 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第4条 この法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は定額で月額とする。

3 評議員及び常勤役員以外の役員は、無報酬とする。

(報酬の額の決定)

第5条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから決めるものとする。

2 理事の報酬は理事会で決めるものとする。

3 監事の報酬は監事間の協議で決めるものとする。

(報酬の支給目)

第6条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月の末日（その日が休日に当たるときは、その目前においてその最も近い休目でない日）に支給する。

2 月の途中で報酬を支給する場合は、目割りとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって直接本人に支払う。

(通勤費)

第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、公益財団法人西条市体育協会事務局職員の給与に関する規則に準じて通勤費を支給する。

(費用)

第9条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第H条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人西条市体育協会の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額 T人につき15万円までの範囲内で支給する。